

平成15年4月22日

株 主 各 位

東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号

**株式会社東栄住宅**

代表取締役社長 佐々野俊彦

### 第52期定時株主総会決議ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第52期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 平成15年1月31日現在の貸借対照表、第52期（平成14年2月1日から平成15年1月31日まで）損益計算書及び営業報告書報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。  
（同封の第52期事業報告書をご覧ください。）

決議事項

第1号議案

第52期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決され、利益配当金は、1株につき20円と決定いたしました。この結果、中間配当金20円を含めました当期の年間配当金は、1株につき40円となります。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、次のとおりに変更されました。

- (1) 「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が平成14年4月1日に施行され、会社関係書類の電子化に関する法整備がなされたことに伴い、定款第10条（基準日）、第15条（議事録）、第24条（取締役会の議事録）、第34条（監査役会の議事録）、第38条（利益配当金の支払）及び第39条（中間配当の支払）について、所要の変更を行いました。
- (2) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）が平成14年5月1日に施行され、監査役の任期が延長されたことに伴い、定款第30条（任期）の変更を行いました。

(3)「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が平成15年4月1日に施行され、株主総会の特別決議の定足数の緩和が認められ、また株券失効制度が創設されたことに伴い、定款第14条(決議の方法)第2項の規定を新設するとともに、定款第8条(名義書換代理人)及び第9条(株式取扱規程)について、所要の変更を行いました。

第3号議案 取締役4名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役役に、佐々野俊彦、相馬茂俊、三浦春治、高田和幸の各氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に、北川雅章、鈴木隆の両氏が再選され、それぞれ就任いたしました。なお、北川雅章、鈴木隆の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

本総会終了後開催されました取締役会の決議及び監査役の互選により、当社役員の新陣容は次のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

取締役社長	佐々野俊彦
(代表取締役)	
専務取締役	相馬茂俊
常務取締役	三浦春治
取締役	高田和幸
取締役	亀田元司
取締役	柴井英夫
取締役	武井澄夫
常勤監査役	北川雅章
監査役	鈴木隆
監査役	藤田浩司

---

### 利益配当金のお支払いについて

同封の「郵便振替支払通知書」により、平成15年5月30日(金曜日)までにお近くの郵便局でお受け取りください。

なお、銀行等への振込をご指定の方には、「利益配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたのでご確認ください。